# 討議検討資料

# 10年前、現在、10年後の白井市

# 1 白井市の財政構造について(H17年度から H26年度までの9年間の一般会計の推移) 歳入 高出 ○大助費は増加 ○事業増加などに伴い国県支出金は微増 ○公共施設の改修などに伴い地方債は増加 ※ 臨時財政対策債への依存が高まっている。

歳出では、短期的に縮減が難しい扶助費など社会保障関係費のウェイトが高くなっており、財政構造は硬直化している。

### 2 白井市の財政見通しについて(概要) 〈平成37年度〉

- ○平成32年度をピークに総人口は減少(平成37年度65,200人)
- 〇65 歳以上の高齢者人口が増加する一方で、15 歳未満の年少人口及び 15~64 歳の生産年齢人口は減少。特に、75 歳以上が急激に増加
- ○生活保護世帯、障がいのある方が引続き増加していく可能性
- ○昭和50~60年代に整備した公共施設等の老朽化、大量更新期の到来

歳入	歳出
〇高齢化や人口減少などに伴い市税は減少	〇伸び続ける社会保障関係費
○国の動向により地方交付税等は減少になる	○増加が見込まれる公債費
可能性	○公共施設等の維持管理費等の増加
■縮小傾向の一般財源	

# 行政経営改革の必要性

○改革をしないと・・・

第5次総合計画の重要事業の推進や新たな課題への対応のために使える財源が大幅に減少する。

○そのためには・・・

第5次総合計画を着実に推進するため、歳入歳出全般にわたりより徹底した行政経営改革に取り組む必要がある。そのためのロードマップである「行政経営指針」と具体的計画である「(仮称)行政経営改革ビジョン」の策定が不可欠である。

### 3 行政経営改革の目的

- ○第5次総合計画を推進するために必要な財源の確保
- ○急速な高齢化(高齢者や老朽公共施設等)、人口減少への対応
- ○将来世代に過度な負担を残さないための地方債残高の縮減

## 4 行政経営指針のイメージ

行政経営改革を進めるロードマップとして「行政経営指針」を策定する。

### 1) 基本理念

多種多様な市民ニーズに的確かつ迅速に対応するためには、行政だけが公共サービスを提供するには、既に限界に達しています。

市民生活がより豊かになる公共サービスを提供するためには、市民・企業・行政がそれぞれの 役割を認め合い、良いところを活かしながら、連携・協働することが不可欠です。また、だれが 担い手として効率的で効果的な公共サービスを提供できるかを考えながら、実行することが必要 です。

まちづくりの主役は市民です。行政経営改革を推進するに当たっては、行政は市民自治を尊重し、対話を通してお互いが補完し合う関係を築き、一緒に取り組んでいきます。具体的には、人件費抑制、事務事業や公共施設等の見直しなどの歳出削減を追求する取組みだけではなく、受益と負担のバランスや市民満足度を高める公共サービスを追及しつつ、限りある資源を有効に活用し、経営的な視点をもって選択と集中により、持続可能な行財政運営の確立を推進します。そして、今できることを着実に実行し、次世代の子供達に過度なツケを残さない行政経営改革を進めます。

※ 波線部は、第4回行政経営有識者会議の意見集約でのキーワードです。

### 2) 目標数値

	基準値(H26)	目標値(H32)	目標値(H37)
経常収支比率	91.5%		
財政調整基金残高	21億1,230万円		
地方債残高	142億5,997万円		

### 3) 行政経営改革の全体像

### 行政経営指針

基本方針1 市民・企業との協働による行政運営

基本方針2 持続可能な行財政運営の確立

基本方針3 将来を見据えた公共施設等の管理

行政経営指針を具現化するための計画として・・・

(仮称) 行政経営改革ビジョン を市民参加で平成 29 年度に策定する

さらに、(仮称)行政経営改革ビジョンの実行計画として・・・

(仮称) 行政経営改革アクションプ・ラン を市民参加で平成29年度に策定する

### ■委員からの提案シート

委員名

事務局素案

委員からの提案

### 基本方針1

### 市民・企業との協働による行政運営

〔基本方針の細目〕

 $\Rightarrow$ 

基本方針1

〔基本方針の細目〕

### 基本方針2

### 持続可能な行財政運営の確立

[基本方針の細目]

- ①安定した財政運営
- ・受益者負担のあり方、・地方債のあり方、・新たな一般財源の確保、・基金(財政調整基金、特定目的基金)のあり方、・人件費の抑制、・扶助費の抑制、・アウトソーシングのあり方、・補助金のあり方、・負担金のあり方(特別会計、一部事務組合) など

### ②効率的な行政運営

・行政組織のスマート化(課の統廃合)、・縦割り行政組織の見直し(プロジェクトチームによる横断的取組み)、・定員管理指針の見直し、・スタッフ制の見直し(係長制の復活)、・情報共有の推進、・PPPの活用、・指定管理者制度導入の再検討 など

 $\Rightarrow$ 

〔基本方	針の細目〕	
10		
<u> </u>		
2[		
<u> </u>		

### 基本方針3

### 将来を見据えた公共施設等の管理

〔基本方針の細目〕

- ①公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
- ②施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
- ※上記細目は、国が要請している公共施設等総合管理計画に記載すべき事項です。

 $\Rightarrow$ 

基本方針3	
[	]
〔基本方針の細目〕	
① [	]
2 [	]
3 [	]
※細目は、増やしていただいて結構です。	

〔記入方法〕			
①事務局素案の基本方針について、	委員からのご提案がございましたら、	オレンジの枠の【	】内に
記載してください。			

記載してください。
②基本方針の細目について、委員からのご提案がございましたら、【 】内に記載してください。
③その他のご意見、ご提案等がございましたら、下記に記載してください。